堺市立共同浴場

指定管理者募集要項

令和２年７月

堺　　市

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　事業内容に関する事項

１　施設の名称、場所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　指定管理者が行う業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　管理の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　指定期間（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　管理経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
７　利用料金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
８　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
９　基本事業計画書及び年度事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１０　リスク（責任）分担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１１　管理運営に伴う租税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１２　保険加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１３　業務の第三者への委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１４　市の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１５　定期会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１６　モニタリング等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１７　管理業務の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１８　管理業務の継続が困難になった場合の措置・・・・・・・・・・・・・・１１
１９　引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２０　管理業務に対する評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅲ　募集に関する事項

１　公募及び選定のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　応募資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３　欠格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４　選定対象除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
５　応募手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

Ⅳ　提出書類に関する事項

１　書類の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２　書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅴ　選定及び指定に関する事項

１　選定審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２　選定結果の通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３　指定管理者の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
４　協定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

Ⅵ　その他

１　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２　添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

Ⅰ　はじめに

堺市立共同浴場（以下「共同浴場」という。）においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び堺市立共同浴場条例（昭和 46 年条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しました。このたび、令和２年度末での指定期間の満了に伴い、令和３年４月から４年間の共同浴場の管理を行う指定管理者を募集します。

共同浴場は、住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的として昭和 46 年 12 月に開設された施設です。また、条例に定める施設の設置目的に加え、住民の交流の場、憩いの場として広範な市民の利用を通じて、人権問題の解決に資する機能を有した施設として運営されています。

Ⅱ　事業内容に関する事項

１　施設の名称、場所等

（１）施設の名称　　堺市立共同浴場「布袋温泉」
（２）施設の場所　　堺市堺区協和町２丁６１-１０
（３）開設年月　　昭和４６年１２月

２　指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は本要項に定めるもののほか、別紙「堺市立共同浴場　指定管理者管理業務　仕様書」のとおりとします。

（１）施設の運営に関する業務
　ア　施設等運営業務
　イ　利用料金等の収受業務
　ウ　利用料金の減免
　エ　人員の配置・雇用・研修等
　オ　サービスの提供
　カ　利用者への駐車場案内及び駐車券の処理
　キ　苦情対応等

（２）施設等の維持管理に関する業務
　ア　施設及び付属設備の維持管理
　イ　備品等の維持管理
　ウ　施設・付帯設備、備品等の原状変更
　エ　実地調査への協力

（３）その他
　ア　緊急時等の対応
　イ　関係機関等との連絡調整
　ウ　市の施策・事業への協力
　エ　市の広報業務への協力
　オ　規則・マニュアル等の作成

カ　保険加入

キ　市との協議

３　管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、共同浴場の管理を行うこととします。

（１）条例第１条第１項の設置目的に基づき管理を行うこと。

（２）個人情報の保護を徹底するとともに、施設の情報の公開を積極的に行うこと。

（３）公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営を行わないこと。

（４）管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。

（５）利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。

（６）法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。

（７）効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の節減に努めること。

（８）地域住民や利用者の意見・要望を管理に反映させ、サービスの向上を図ること。

（９）利用者が安全かつ快適に利用できるように施設・設備を適正に維持管理すること。

（10）地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

４　指定期間（予定）

指定期間は、令和３年４月１日から令和７年３月３１日までの４年間を予定しています。この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

５　自主事業

（１）自主事業の実施

指定管理者は、条例、基本協定書及び年度協定書、仕様書並びに事業実施計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。指定管理者は、積極的に自主事業の実施を検討してください。

（２）実施の手続き

実施にあたっては、事前に自主事業計画書及びその収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。なお、浴場を貸し切りで使用するなど、一般の利用者の利用に支障が出るような自主事業の実施は、原則として認められません。ただし、地域との共同の行事などで実施しようとする場合は、別途、事前に市と協議してください。

（３）自動販売機の設置

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置を行うことが可能ですが、実施にあたっては、別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含め、指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

６　管理経費等

（１）会計年度

共同浴場の管理に係る会計年度は、４月１日から翌年３月31日までとします。

（２）指定管理料の支払い等

共同浴場の管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書で提示のあった金額をもとに指定期間中に毎年度市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、共同浴場の管理に係る指定管理料その他の管理経費の本市としての積算額は、４２，０４４千円（税込）です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。

＜参考＞平成３０年度から令和２年度までの指定管理料　　（単位：千円、税込）

平成３０年度	令和元年度	令和２年度
39,355	40,701	40,740

※指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「１０％」としてください。指定期間中に消費税率が引き上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの措置を講じます。

（３）指定管理料の支払い時期等

指定管理料の支払いは四半期ごととし、支払い方法は前金払いとします。ただし、具体的な支払い時期、支払金額等は協定で定めます。

（４）指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア　人件費

イ　管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。

ただし、施設・設備・器具・備品の修繕については、次のとおりの取り扱いとします。

(ア)　施設、設備、器具備品の大規模な修繕（１件あたりの予定価格が１００万円（税込）以上のもの）については、市が必要と認めるものについて、市の責任と費用負担において実施するものとする。

(イ)　施設、設備、器具備品の小規模な修繕（１件あたりの予定価格が１００万円（税込）未満のもの）については、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとする。

ただし、１件あたりの予定価格が３０万円を超え１００万円未満のものについては、本市と指定管理者が協議を行い、本市が必要と認めた場合に実施できるものと

する。

(ウ) 指定管理者の管理上の瑕疵による施設、設備、器具備品の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の責任と費用負担で実施するものとする。

（5）指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか利用料金（入浴料）、せっけん、かみそり等の物品販売代金、あんま機・ドライヤーの利用代金、自主事業の収入が、指定管理者の収入となります。

＜参考＞平成３０年度から令和２年度までの利用料金収入　（単位：千円、税込）

平成３０年度	令和元年度	令和２年度
21,115	18,753	20,045

（6）経費の節減等について

浴場の効果的かつ効率的な管理運営をめざし、常に経費の見直しをすすめ、節減に努めてください。

（7）自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。なお、自動販売機等を設置する場合は、別途貸付契約を締結し、使用料が必要です。

（8）経理事務

ア　指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務に当たっては、共同浴場の管理業務に係る独立の帳簿を設ける等により、明確に整理するとともに、市の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、適正に行うこととします。

イ　自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

7　利用料金等

（1）利用料金制の採用

共同浴場は条例第 12 条の規定により利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用者が入浴料として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額は、堺市立共同浴場条例施行規則（昭和 46 年規則第 58 号。以下「規則」という。）で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。この規則で定める額は、指定期間中において変更する場合があります。その場合、指定管理者は、市の承認を得て利用料金の額を変更することができますが、指定管理料についても市と指定管理者で協議して予算の範囲内で変更することとなります。

利用料金の収受については、市が貸与する備品（Ⅰ種）である発券機により利用者に入浴券を販売することにより行ってください。

なお、利用料金収入は入浴券を販売した年度の会計に属するものとします。

また、平成２７年度より入浴券に使用期限を設けています。本指定期間中の使用期限は、令和７年３月３１日までとします。

なお、利用料金の額を増額した場合、使用期限内の入浴券による利用に際しては差額を収受する必要があります。

（２）利用料金の減免

指定管理者は、条例第１２条第５項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。現在の減免等の基準は【資料 5-3】のとおりです。基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分について、市は、別途補てんは行いません。また、還付の基準についても定めていません。

（３）せっけん・かみそり等物品販売、あんま機等の利用に係る実費の徴収

利用者の浴場利用に係るサービス提供として、入浴の際に使用するせっけん、かみそり等の物品を販売し、市が貸与するあんま機・ドライヤーを利用者の利用に供してください。また、物品販売、機器の利用に係る費用をそれぞれ実費として徴収することとし、実費の額については利用者の過度な負担とならないよう考慮のうえ、算定根拠を示したうえで事前に市の承認を得て定めてください。

（４）自主事業の参加費等

指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

なお、指定管理者自らが事業実施主体として、施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金相当額を指定管理者が支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

８　管理の基準

（１）関係法令の遵守

共同浴場の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア　地方自治法及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

イ　公衆浴場法（昭和２３年法律第３９号）及び公衆浴場法施行規則（昭和２３年厚生省令第２７号）

ウ　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働関係法令

エ　堺市財産規則（昭和３９年規則第６号）、堺市会計規則（平成１９年規則第４３号）及び堺市財務規則（平成１９年規則第５６号）

オ　堺市立共同浴場条例（昭和４６年条例第４７号）及び堺市立共同浴場条例施行規則（昭和４６年規則第５８号）【資料 5-1～資料 5-2】

カ　堺市個人情報保護条例（平成１４年条例第３８号）及び堺市個人情報保護条例施行規則（平成１５年規則第２４号）

キ　堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成

１５年規則第２２号）

ク　堺市行政手続条例（平成８年条例第１７号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成９年規則第２５号）

ケ　消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）

コ　その他関連法規、要綱、要領、通知等

（２）開業時間及び休業日（条例第１３条第２号）

開業時間及び休業日は条例第２条並びに規則第３条及び第４条の規定によるものとします。ただし、条例第１３条第２号の規定により、あらかじめ市長の承認を得て、開業時間及び休業日を変更することができます。なお、現在の開業時間等は次のとおりとなっています。

ア　開業時間

午後３時から午後１１時まで

イ　休業日

１月１日及び金曜日

（３）使用の許可等（条例第１３条第１号）

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第２４４条第２項及び第３項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用の許可及び使用の制限等は、条例第３条の規定の例により適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

（４）守秘義務（条例第１３条第３号）

指定管理者は、条例第１３条第３号の規定を遵守しなければなりません。

（５）　個人情報の保護

指定管理者は、「堺市個人情報保護条例第１１条及び第４９条の２（注：本市の出資法人の場合は、第４９条）」【資料５-５】及び「個人情報取扱事務の委託等に関する基準・特記事項」【資料５-６】の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

また、指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は【資料５-７、資料５-8-1、資料 5-8-2】のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第５６条又は第５７条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第６１条第１項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

（6）　情報公開

指定管理者は、「堺市情報公開条例第３６条の２（注：本市の出資法人の場合は、第３６条）」【資料５-９】の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は【資料５-１０、資料５-１１-1、資料 5-11-2】のとおりです。

※ ⑸、⑹の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

（７）文書管理

指定管理者は、共同浴場の管理業務を行うに当たり、作成又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理するとともに、税法その他の法令に基づいて文書の保存期間が定められているものについては当該期間、それ以外の文書については文書の作成又は取得の年度の終了後５年間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行ってください。なお、法令等で保存期間の定めがない文書について、指定管理者において定める文書保存期間が５年間よりも長い場合は、その基準により保存することも可とします。

また、指定期間が満了したときや指定が取り消されたときは、当該文書を市に引き渡してください。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継ぐこととする場合もあります。

（８）市の施策との整合・協力

ア　障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ　市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ　地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、ＮＰＯとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ　環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
・電力デマンドのピークカット等による節電
・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
・廃棄物の適正処理

オ　暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成２４年１０月１日）に伴い、公の施設の管理から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理に努めることとします。

カ　大仙西校区内の本市施設の整備に伴う施策への協力

大仙西校区内の本市施設の整備に伴い、委託業務を含む新たな施策の実施について協力を求めることがあります。実施にあたっては、市と指定管理者が協議を行いますが、原則として協力してください。

キ　市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、それらの取組に積極的に協力してください。

（９）緊急時の対応等

指定管理者は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、市に報告するとともに、緊急時の対応を従業員に指導することとします。

９　基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

（１）管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）

（２）従業員の配置計画（従業員の人数、職種、役職、雇用形態などを記載のこと。法令等により免許・資格を要するものは、配置予定者に係る証明書類の写しを添付。）

（３）従業員の研修計画（人権研修を含む。）、人材育成計画

（４）個人情報の保護方針及び保護措置

（５）情報公開方針及び広報計画

（６）利用促進計画、サービス向上の方策

（７）モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映

（８）自主事業計画

（９）管理施設、付帯設備、器具備品等の維持管理方針

（10）第三者への業務委託の計画

（11）苦情、要望への対応

（12）緊急時対策

（13）収支計画

（14）目標設定と目標達成の方策

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10　リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は【資料 2-1】「堺市立共同浴場リスク分担表」のとおりです。なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11　管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

12　保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。

（1）てん補限度額

・対人賠償　１名につき　２千万円以上
　　１事故につき　１億円以上

・対物補償　１事故につき　2百万円以上

（2）被保険者名　堺市及び指定管理者

（3）保険期間　　指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入でも可とする。）

13　業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、【資料 1-2】に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、堺市が特に承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、【資料 1-2】の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託可能となります。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合（契約金額が５００万円（税込）以上の委託に限る。）は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

14　市の指示等

（１）市は施設の管理の適正を期するため、指定管理者に管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができます。（地方自治法第２４４条の２第１０項）

（２）指定管理者が（１）に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。（地方自治法第２４４条の２第１１項）

15　定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催します。

16　モニタリング等

（１）指定管理者には、管理に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その集計結果と指定管理者による分析及び評価を記載した報告書を市に提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

ア　施設の充実度

イ　施設の利用のしやすさ

ウ　従業員の応対（言葉づかい、態度）

エ　利用率、利用料、利用時間

オ　イベント等の充実度

（２）市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務が行われているか、また、設定された目標が達成されているかなどについて確認を行い、その結果をもとに指定管理者に必要な指示等を行います。さらに、指定期間中において、市は年１回以上、本業務の実施状況並びに管理施設及び備品等の管理状況について実地調査を行うものとし、このほか必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うものとします。指定管理者は合理的な理由がある場合を除いて、これらの調査に協力するものとします。

（３）指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な方法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

17　管理業務の報告

（１）指定管理者は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）終了後２か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

ア　収支状況（管理経費について主な使途など特記事項も記載すること。）

イ　利用料金その他の収入の状況

ウ　管理業務の実施状況
エ　施設の利用状況
オ　自主事業の実施・収支状況
カ　利用者意見の聴取状況
キ　人材育成の取組み（人権研修を含む従業員の研修の実施状況等）
ク　事故、苦情及び要望の件数等
ケ　個人情報の保護、情報公開の実施状況
コ　備品の状況
サ　指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
シ　その他市長が必要と認める事項

（２）指定管理者は、次の事項を内容とする毎月の定期報告書を翌月１５日以内に市に対し提出するものとします。
ア　入浴者数及び入浴料収入
イ　せっけん、かみそり等売上数及び売上金
ウ　あんま機及びドライヤーの利用代金
エ　事件・事故、苦情、要望等の件数、内容とその対応状況等
オ　その他市長が必要と認める事項

（３）指定管理者は、管理業務及び自主事業の収支状況を四半期ごとに作成し、各四半期終了後３０日以内に市に対し報告を行うものとします。

（４）次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。
ア　施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
イ　共同浴場の管理について苦情を受けたとき
ウ　施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
エ　金融機関との取引が停止となったとき
オ　施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき
カ　破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
キ　定款若しくは寄附行為又は登記事項を変更しようとするとき、その他管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

１８　管理業務の継続が困難になった場合の措置

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。

（２）不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により管理業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議し、協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しが

できるものとします。

19　業務の引継ぎ等

（１）指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、共同浴場の管理業務に関する市及び現指定管理者との引継、従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行ってください。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより管理業務が終了したときは、次期管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市若しくは次期管理者に引き継ぐこととします。

（２）指定管理者が施設・設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、市が認めた場合は、原状回復せずに引き継ぐことができるものとします。

20　管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業実施計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリングの結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価を指定管理者に示し、管理業務に反映させ、必要に応じて是正措置をとってもらうほか、協定書や仕様書で定める業務の遂行を怠り、又は法令等の違反がある場合、その他管理状況が適正さを欠く場合は、指定管理料の減額などのペナルティを科すことがあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

Ⅲ　募集手続きに関する事項

１　公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和２年７月１７日（金）～９月１６日（水）
現地説明会参加申し込み	令和２年７月１７日（金）～７月２２日（水）
施設の現地説明会	令和２年７月２７日（月）
質問書の受付	令和２年８月　７日（金）～８月１３日（木）
質問書の回答	令和２年８月３１日（月）予定
応募書類の受付	令和２年９月１０日（木）～９月１６日（水）
書類審査	令和２年１０月上旬～１０月中旬（予定）
面接審査	令和２年１０月上旬～１０月中旬（予定）
選定結果の通知	令和２年１０月下旬（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和２年１２月（予定）

※応募団体数に応じて、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。

２　応募資格等

（１）応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア　法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること。（個人による応募はできません。）

イ　欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

（２）グループ応募について

ア　グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

イ　グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

ウ　複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ　代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ　指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

（３）応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、【資料 3-1】の選定基準に定める配点（６点）を上限として項目ごとに２点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、４及び６の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
１	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、令和２年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を１人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 （＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条に掲げる障害者のうち、１年以上雇用され（又は見込み）、週２０時間以上勤務している者
２	次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１３条による認定を受けている場合
３	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第９条に基づく認定を受けている場合
４	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）

５	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づき、６５歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合
６	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）
７	ＩＳＯ１４００１の認証、エコアクション２１の認証・登録、ＫＥＳステップ２の登録又はエコステージ（レベル３）の認証のいずれかを受けている場合

３　欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、１団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体

（２）　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過していない団体

（３）　本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体

（４）　堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体

（５）堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第２条第３項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）

（７）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体

（８）破産者で復権を得ない者

（９）法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあっては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）

（１０）次の各号に該当する者が役員となっている団体

ア　破産者で復権を得ない者

イ　法律行為を行う能力を有しない者

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ　本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破

壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

（１）応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合

（２）応募に際して不正行為があった場合

（３）提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

（４）応募資格に反することが認められた場合

（５）堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）、本市職員及び本件関係者に対して、本件申請について自己の有利になることを目的とした接触等の働きかけの事実が認められた場合

（６）本件に関し、同一の法人等又はグループが２件以上の応募を行った場合

５　応募手順

（１）募集要項等の公表

令和２年７月１７日（金）から市ホームページにおいて公表を行います。

（２）現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できるだけご出席ください。

現地説明会への参加に際しては、令和２年７月２２日（水）の午後５時までに「現地説明会参加申込書」【様式７】に必要事項を記入の上、Ｅメール（choshi@city.sakai.lg.jp）で提出してください。

ア　開催日時及び場所

令和２年７月27日（月）　10時から30分程度

堺市堺区協和町２丁６１－１０　　堺市立共同浴場

【最寄駅】阪堺線/御陵前、東湊、　南海バス/大仙西町団地前

イ　参加人数：１団体２名までとします。

（３）質問票の受付

質問がある場合は、質問票【様式８】を令和２年８月７日（金）～８月１３日（木）の間に、Ｅメールで提出してください。

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、令和２年８月３１日（月）を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

【質問書提出先】

堺市堺区南瓦町３番１号　堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課（本館７階）

ＴＥＬ０７２－２２８－８３４７

ＦＡＸ０７２－２２８－８９１８

Ｅメール：choshi@city.sakai.lg.jp

（４）応募書類の受付

堺市立共同浴場指定管理者指定申請書【規則別記様式】に必要書類を添えて、直接持参してください。なお、持参される際、事前に電話連絡をお願いします。

ア　提出場所

堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課（本館７階）

イ　提出方法及び提出期間

令和２年９月１０日（木）～９月１６日（水）の午前９時～午後５時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）。

上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（Ⅲ 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

Ⅳ　提出書類に関する事項

１　書類の作成

前述のとおり、共同浴場は、住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的として昭和 46 年 12 月に開設された施設です。また、条例に定める施設の設置目的に加え、住民の交流の場、憩いの場として広範な市民の利用を通じて、人権問題の解決に資する機能を有した施設として運営されています。

指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

２　書類の提出

応募に当たっては、下記の（１）から（25）の書類に表紙【様式６-１】をつけて提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正１部、副１４部（副は複写可）の計１５部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第７条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第７条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

（１）堺市立共同浴場指定管理者指定申請書【規則別記様式】

（２）団体概要、役員名簿【様式６-２】

（３）グループ構成書【様式６-３】･･･グループ応募の場合に提出してください。

（４）グループ協定書兼委任状【様式６-４】…グループ応募の場合に提出してください。

（５）指定管理者事業計画書（企画提案書）【様式６-５】

以下の内容について記載してください。

・管理の基本方針
・平等利用・安全の確保
・安定的な経営資源
・財務規模、組織状況
・事業実績
・利用者の特性・ニーズの把握
・障害者、高齢者等への考え方
・広報・モニタリング計画
・人権尊重の考え方
・個人情報保護、情報公開の考え方
・休館日、開館時間の考え方
・人員配置、人材育成の考え方、研修計画
・利用料金等の考え方
・苦情、要望への対応の考え方
・施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方
・非常時対策
・目標設定、目標達成の方策
・自主事業の実施計画
・経費削減の考え方・方法
・収支計画
・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）

（６）収支計画書【様式 6-6-1】、収支計画書積算内訳書【様式 6-6-2】
（７）自主事業計画書【様式６-７】、自主事業収支計画書【様式６-８】
（８）障害者雇用等確認書【様式６-９】
（９）欠格事項に該当しない旨の誓約書【様式 6-10】
（１０）定款、寄附行為又はこれらに類する書類
（１１）法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
（１２）指定管理者指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）
（１３）平成２９年度から令和元年度の事業報告書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）
（１４）平成２９年度から令和元年度の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）
（１５）平成２９年度から令和元年度の貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）
（１６）法人の印鑑証明書
（１７）団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）

（１８）法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類

法人の場合 ･･･ 法人の「納税証明書その３の３」（法人税、消費税、地方消費税）

法人以外の場合 ･･･ 団体の代表者の「納税証明書その３の２」（申告所得税、消費税、地方消費税）

（１９）市税の納税確認の同意書【様式６-１１】･･･応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から１部ずつ提出してください（複写の提出の必要はありません。）。

（２０）令和２年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条第７項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。

（２１）次世代育成支援対策推進法第１３条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。

（２２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。

（２３）青少年の雇用の促進等に関する法律第１５条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。

（２４）就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 …高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく、６５歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合に提出してください。

（２５）ＩＳＯ１４００１登録証、エコアクション２１認証・登録証、ＫＥＳ登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。

（留意事項）

- (１１)、(１６)、(１８)については提出日において発行から３か月以内のものとします。
  (１３)、(１４)、(１５)については団体の設立から２年以上経過していない場合は、設立年度から令和元年度までのものとします。
- グループ応募の場合、(2)及び(8)～(２５)については、構成団体ごとに提出願います。
- 提出書類はＡ４版を原則とします。Ａ４版以外の規格を使用した場合は、Ａ４版に折り込んでください。

Ⅴ　選定及び指定に関する事項

１　選定審査方法

（１）指定管理者の候補者は、条例第８条第３項に規定する指定の要件に基づく、【資料 3-1】の堺市立共同浴場指定管理者候補者選定基準により、堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

（２）すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定します。面接審査の日程等は、後日お知らせします。

（３）採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ指定

管理者の候補者を決定します。

（４）審査の結果、最終得点が満点の６０％以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとします。

２　選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和２年１０月下旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

３　指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（令和２年１２月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

４　協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、堺市立共同浴場の管理業務に関する協定を締結するものとします。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとの事業内容や指定管理料等について定める「年度協定」があります。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

Ⅵ　その他

１　注意事項

（１）応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。

（２）提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。

（３）応募１団体につき、提案は１件のみとします。

（４）応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

（５）応募書類は市の公文書として取り扱われます。（原則として情報公開の対象となります。）

（６）市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

（７）団体の提出する書類の著作権は作成団体に帰属します。ただし、選定結果等の公表において企画提案の内容を公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。

（８）応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、関係機関への照会に使用する場合があります。

（９）書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

（１０）共同浴場の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があり

ます。

２　添付資料

（1）仕様書

資料番号	資料名
1-1	堺市立共同浴場指定管理者管理業務　仕様書
1-2	堺市立共同浴場　施設・設備保守点検等業務一覧
1-3	堺市立共同浴場における利用料金（入浴料）の減免に関する基準

（2）リスク分担表

資料番号	資料名
2-1	堺市立共同浴場リスク分担表

（3）選定基準

資料番号	資料名
3-1	堺市立共同浴場指定管理者候補者選定基準

（4）協定書

資料番号	資料名
4-1	堺市立共同浴場指定管理者協定書＜基本協定書＞（予定）
4-2	堺市立共同浴場指定管理者協定書＜年度協定書＞（予定）
4-3	基本協定書別紙２～６

（5）堺市立共同浴場の管理に係る資料

資料番号	資料名
5-1	堺市立共同浴場条例
5-2	堺市立共同浴場条例施行規則
5-3	堺市立共同浴場利用者数及び利用料金収入の推移
5-4	堺市立共同浴場備品一覧（令和２年４月１日現在）
5-5	堺市個人情報保護条例(抜粋)
5-6	個人情報取扱事務の委託等に関する基準・特記事項
5-7	堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱
5-8-1	堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱第３条に基づく準則（モデル規程）（本文）
5-8-2	堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱第３条に基づく準則（モデル規程）（様式）
5-9	堺市情報公開条例(抜粋)

5-10	堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
5-11-1	堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱第３条に基づく準則（モデル規程）（本文）
5-11-2	堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱第３条に基づく準則（モデル規程）（様式）

（6）応募書類（様式集）

様式番号	様式名
規則別記様式	堺市立共同浴場指定管理者指定申請書
様式６-１	応募書類一式（表紙）
様式６-２	団体概要、役員名簿
様式６-３	グループ構成書
様式６-４	グループ協定書兼委任状
様式６-５	事業計画書（企画提案書）
様式 6-6-1	収支計画書
様式 6-6-2	収支計画書積算内訳書
様式 6-7	自主事業計画書
様式 6-8	自主事業収支計画書
様式 6-9	障害者雇用等確認書
様式 6-10	欠格事項に該当しない旨の誓約書
様式 6-11	市税納税状況調査同意書
様式７	現地説明会参加申込書
様式８	質問票（共同浴場）